

面会者(面会時)の留意事項について

- 1 留置担当官の指示に従うこと
- 2 特に許可を受けない場合のほか、外国語を用いないこと
- 3 面会室内には、通信機能及び撮影機能を有している携帯電話、スマートフォン、タブレット、録音機、カメラ等を持ち込み使用しないこと
- 4 留置担当官の指示に従わず、その他不穏な言行(罪証隠滅の結果を生ずるおそれのある内容の発言等)があれば、面会は停止されること
- 5 直接金品の授受はしないこと